



株式会社の清算

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

私は、A社の代表取締役でありA社の株主ですが、業績不振のためA社の事業を廃業し清算しようと考えており、他の株主から反対はありません。廃業するまでの法的な手続はどのようなもののでしょうか。

1 手続の選択

株式会社の事業継続を断念し廃業をする場合の手続として、解散したうえでの通常清算もしくは特別清算、または破産申立てという選択肢があります。

通常清算は債務を弁済し、残余財産を株主に分配する手続であり、債務超過ではないことを前提としています。株式会社が債務超過の場合、破産または特別清算の申立てをするのが通常です。

通常清算の手続を開始した後でも、清算をする株式会社（清算会社）に債務超過の疑いがあるときは、清算人（会社の清算事務を遂行する者）は特別清算開始の申立てをしなければならず（会社法（以下「法」といいます）511条2項）、債務超過であることが明らかになったときは、清算人は直ちに破産手続開始の申立てをしなければなりません（法484条1項）。

特別清算を完了するには、債務超過を解消するための協定または和解という形で債権者の同意が

必要となります。

以下では特に、債務超過の場合を前提としない通常清算の方法により株式会社の廃業をする場合を説明します。

2 株式会社の解散

株式会社の廃業は、解散の段階と清算の段階とに分けて考えることができます。

法471条は、株式会社の解散事由として①定款で定めた存続期間の満了、②定款で定めた解散の事由の発生、③株主総会の決議、④合併、⑤破産手続開始の決定、⑥解散命令・解散判決を定めています。

多くの場合、株主総会の決議によって解散することになりますが、解散決議は特別決議事項であり、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって決議することが必要です（法309条2

項11号、同471条)。

3 株式会社の清算

株式会社が解散した後は、従来どおりの営業行為を行うことはなく、既存の法律関係を解消し、残余財産がある場合にはこれを株主に分配するという目的の範囲内において解散前の株式会社と同一の法人格が持続し(法476条)、合併または破産手続開始決定により解散する場合を除いて、解散をした会社は清算をしなければなりません(法475条)。

4 清算事務

(1) 清算人の選任

清算会社には1人以上の清算人を置かなければなりません(法477条1項)。定款で定める者や株主総会決議で選任された者がいる場合などを除いて、清算の開始により取締役が清算人に就任し(法478条1項1号)、代表取締役が代表清算人となります(法483条4項)。

(2) 通常清算の手続

清算人は就任後遅滞なく、清算会社の財産の現況を調査のうえ、財産目録及び貸借対照表を作成し、株主総会の承認を受けます(法492条1項)。

次に、弁済期の到来した債権を取り立て、金銭以外の財産は換価し、債務の弁済を行います。清算会社は、遅滞なく債権者に対し、2か月以上の一定の期間内に債権を申し出るべき旨を官報に公告し、知れている債権者に対しては個別に債権を申し出るべき旨を催告しなければなりません(法499条1項)。

清算会社は、債権申出期間内には債務の弁済をすることができず(法500条)、債権申出期間の経過後、申し出た債権者と知れている債権者の全員に弁済します。清算会社の債権者(知れている債権者を除く)であって、債権申出期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥されます(法503条1項)。

清算会社は債務を弁済した後、各株主の有する株式数に応じて残余財産を分配します(法504条～

506条)。

清算会社は清算事務の終了後、遅滞なく決算報告を作成し、株主総会の承認を得ます(法507条1項、3項)。決算報告が株主総会により承認されると、清算は終了し、清算会社の法人格は消滅します。決算報告承認の株主総会の日から2週間以内に清算終了の登記をしなければなりません。

5 株主の残余財産分配請求権に対する債権者の優越

清算会社の財産は、株主に対する分配よりも債権者に対する債務の弁済に優先して充てられるべきことから、清算会社は原則として債務を弁済した後でなければ残余財産を株主に分配することができません。例外的に、その存否又は額について争いのある債務について弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合に限り、債務の弁済をする前に残余財産の分配をすることができま

す(法502条)。

債権者が存在するにもかかわらずこれを無視して債務の弁済をせずに残余財産を分配することは許されず、株主総会でその内容の決算報告承認の決議をしても決議は無効です。

東京地裁平成27年9月7日判決は、清算会社は、清算会社に対する債権の存在を主張する者がいる場合には、債権者が債権の存在及び額についての根拠を全く示さないなどといった特段の事情がない限り、その存否及び額が確定するまでは、相当財産を留保しない限り、株主に対する残余財産の分配を行ってはならず、その存否及び額を確定することに努めるべきものと判断し、清算会社の経費に係る債権についてその弁済のための財産を留保することなく残余財産の分配を行ったことは、法502条に違反し、これを内容とする決算報告を承認する決議は、その内容が法令に違反するものとして無効事由があると判断しました。

清算人が清算事務において、悪意又は重大な過失により債権者に損害を与えるようなことがあれば、損害賠償責任を負うことになります(法653条)。